



ご相談
無料

事業主のみなさまへ

「働き方改革」を 支援します!

労働時間の
見直し



時間外労働の削減、
勤務体制の確立

同一労働
同一賃金



正規・非正規雇用
労働者の不合理な
待遇差をなくし、
公正公平な働きが
いのある職場へ

助成金の
活用



「業務改善助成
金」「キャリアアッ
プ助成金」など
による仕事の効率
化・生産性向上

就業規則の
作成・見直し



人材の確保・育成。
安心して働ける魅
力ある職場へ

ハラスメント
防止



パワハラ・モラハ
ラなど事業所単
独でのセミナーも
可能

などなど…

社会保険労務士など
専門家がサポート!

1. 来所・電話・メールの相談(オンライン相談の要望にも応じます)

社会保険労務士などの専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。
電話での相談も受付けています。メールでの相談も可能です。ホームページをご確認ください。

2. 専門家による企業への訪問コンサルティング出張相談(秘密厳守)

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し課題解決の支援をします。
1事業所1回あたり2時間程度3回を標準として訪問します。課題により最大6回まで利用できます。

3. セミナー・研修会、各種団体が実施する相談窓口にて講師を無料で派遣。

セミナー・研修会に講師を派遣します。テーマ・内容について相談に応じます。
業界団体が実施・設置する相談窓口にて講師を派遣します。

お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター [厚生労働省長崎労働局委託事業]

(株)東京リーガルマインド長崎支社内

〒850-0036
長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階

0120-168-610

9:00~17:00
土・日・祝日を除く



FAX 095-832-4316

E-mail
nagasaki-hatarakikata@lec.co.jp



五島町電停より徒歩2分

長崎働き方
改革推進
支援センター

働き方改革を推進する事業主の皆様へ

「出張相談」を 利用しませんか？

長崎働き方改革推進支援センターでは、
県下全域の事業所を対象に
社会保険労務士等の専門家が事業所を
原則3回(最大6回)まで個別訪問し、
課題解決のための改善提案を行う
「出張相談」派遣事業を推進しています。

ご相談
無料

長崎働き方改革
推進支援センター

FAX 095-832-4316

出張相談 FAX申込書

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号に送信ください。

会社名								
業種	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融保険業	飲食店、宿泊業
	医療、福祉	教育学習支援業	サービス業	その他()				
住所								
TEL								
Mail								
従業員数								
担当者名 (部署・役職含む)								
希望日	第1希望 月 日 時～	第2希望 月 日 時～	第3希望 月 日 時～					

ご相談内容

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について | <input type="checkbox"/> 助成金の活用について |
| <input type="checkbox"/> 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について | <input type="checkbox"/> 人材確保・人材採用に向けた相談 |
| <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直しなど環境整備について | <input type="checkbox"/> 36協定について |
| <input type="checkbox"/> その他() | |